



神奈川労務安全衛生協会
小田原支部

小田原市城内1丁目21番地
発行責任者 支部長 夏井喜久夫
編集責任者 部会長 奥山 和彦



富士ゼロックス㈱竹松事業所 山尾和明氏 撮影

第83回 全国安全週間スローガン

『みんなで進めようリスクアセスメント

めざそう職場の安全・安心』

平成22年度

全国安全週間を迎えて

小田原労働基準監督署 署 長 梅 津 克 己

日頃の会員各位の労働災害防止活動に対しまして、厚く御礼申し上げます。

さて、今年も全国安全週間を迎える時期になりました。全国安全週間は本年で83回を迎えます。その間、労働災害は長期的には減少してきており、当署管内においても、休業4日以上労働災害は、平成20年に前年比12.8%の大幅な増加となりましたが、平成21年には14%の大幅な減少となり、減少傾向を示すようになりました。

しかしながら、死亡災害については、平成21年に前年と同数の6件発生し、高止まりしております。平成22年には、製造業におけるフォークリフトの用途外使用による死亡災害も発生しており、予断が許される

状況にはありません。

今年の安全週間のスローガンは

「みんなで進めようリスクアセスメント」

めざそう職場の安全・安心」

です。労働災害の一層の減少を図るためには、職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底を図るとともにリスクアセスメント等の実施により、職場から機械設備、作業等による危険をなくし、安全の先取りが不可欠です。常日頃、安全衛生管理にご尽力いただいていると思いますが、この機会に、労働災害防止の重要性について、認識をさらに高めていただき、安全管理活動の着実な実施をお願いいたします。



第83回全国安全週間

小田原地区推進大会に参加して

平成22年度全国安全週間小田原地区推進大会が、6月4日に開催されました。小田原産業労働団体連合会の夏井会長、小田原労働基準監督署の梅津署長よりご挨拶をいただきました。厳しい経済・雇用情勢の中、「安心・安全な職場づくり」「心身の健康増進」を基本目標とし、過重労働による健康障害防止、リスクアセスメントの普及と労働安全衛生マネジメントシステムの導入・普及を推進していくとのお話がありました。



小田原労働基準監督署第二課奥間課長より、今年度の推進内容が説明されました。労働災害の発生状況、労働環境の特長から、「みんなで進めようリスクアセスメント めざそう職場の安全・安心」をスローガンとして推進・展開されるとのことです。

労働災害防止に向けたトップの強い意志のもと、職場の一人ひとりが労働災害防止の重要性をさらに深く認識し、安全衛生活動を着実に実施していくことが重要であると再認識しました。



特別講演では、「安全とクレームは小さいうちから解決せよ」と題して、クレーム処理研究会主宰の川田茂雄氏よりご講演いただきました。クレーム処理について、実例を交えて自身の経験から得た知恵を惜しみなくご紹介いただき大変参考になりました。「商売と安全を天秤に掛けるようなことをしてはいけない」「マイナスの情報をトップまで上げられるかが重要である」とのお話は、安全衛生活動を推進していく上で重要であると再認識しました。今後の安全衛生活動に生かしていきたいと思っています。(南開工業 磯崎靖英)

●労働保険の年度更新手続等について●

小田原労働基準監督署

労働保険の年度更新手続（平成21年度分の確定保険料と平成22年度分の概算保険料の申告・納付手続のことをいいます。）を行っていただく時期となりました。平成22年度については、

6月1日(火)から7月12日(月)

の間に、適正な申告・納付を済ませていただきますようお願いいたします。

1 労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算されるようになっており、その額はすべての労働者に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっております。

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付いただき、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算いただくという方法をとっております。

したがって、事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」の手続きです。手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）を課される場合があります。

2 年度更新の申告・納付先

「労働保険概算・確定保険料／石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」（以下「申告書」といいます。）を作成し、その申告書に保険料等を添えて、金融機関（注1）、所轄都道

府県労働局及び労働基準監督署（注2）のいずれかに提出していただく必要があります。

この申告書は、あらかじめ労働保険番号、事業の所在地・名称、保険料率等が印書され、都道府県労働局から各事業主あてに送付されますので、それを使用してください。

また、記入にあたっては、申告書をお送りした封筒に同封する「労働保険 年度更新申告書の書き方」をよく読んでご記入ください。（注1）日本銀行の本店、支店、代理店及び歳入代理店（全国の銀行・信用金庫の本店又は支店、郵便局）。

（注2）黒色と赤色で印刷してある申告書は所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署へ、ふじ色を赤色で印刷してある申告書は所轄都道府県労働局へ提出してください。

3 年度更新手続上の留意点

年度更新において納付する労働保険料の算定については、その事業で使用されるすべての労働者に支払った賃金総額に、その事業に応じて定められた保険料率を乗じて算定し、一般拠出金の額については、賃金総額に一般拠出金率（一律1000分の0.05）を乗じて算定を行い、申告・納付します。

労働保険料等は、その事業に使用されるすべての労働者に支払った賃金の総額に、その事業に定められた保険料率・一般拠出金率を乗じて算定します。そのため、この賃金総額を正確に把握しておくことが必要です。

「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいますが、雇用保険料の負担が免除される「高年齢労働者」（その保険年度の初日において満64歳以上の者）や雇用保険の被保険者とならない者（学生アルバイト等）に対して

支払った賃金がある場合には、労災保険に係る保険料と雇用保険に係る保険料とを区別して、それぞれ算定したものの合計が労働保険料となります。

「賃金」とは、賃金、給与、手当、賞与など名称の如何を問わず労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいい、一般的には労働協約、就業規則、労働契約などにより、その支払いが事業主に義務づけられているものとなります。

4 電子申請・電子納付について

労働保険適用徴収関係手続については、電子申請及び電子納付が可能です。詳しい電子申請等の方法については、電子政府の総合窓口をご覧ください。

5 年度更新でよくある質問

Q 1. 申告書を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか。

A. 領収済通知書の納付金額以外であれば訂正できますので、訂正後の数字（文字）がわかるように書き直してください。訂正印の必要はありません。

なお、納付額の訂正はできませんので、新しい領収済通知書を使用してください。領収済通知書は最寄りの労働基準監督署及び労働局に用意してあります。また、他都道府県の領収済通知書での納付はできませんのでご注意ください。

Q 2. 事業主（事業）の名称・所在地を移転（名称を変更）しましたが、申告書の○29事業主（○28事業）の欄は新旧どちらを記入したらいいのですか。また領収済通知書の印書されているものは訂正していいのですか。

A. 新しい名称・所在地を記入してください。領収済通知書については訂正せ

ずそのまま使用してください。なお、変更があった場合は労働基準監督署へ「名称、所在地等変更届」、ハローワークへ「事業主事業所各種変更届」を提出してください。

Q 3. 納付金額がないとき申告書の提出はどうしたらいいのですか。

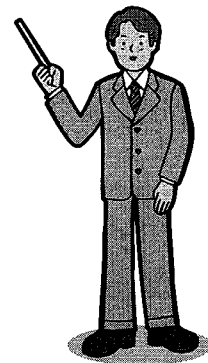
A. 申告書のみを管轄の労働基準監督署、労働局または社会保険・労働保険徴収事務センターに提出してください（労働局への郵送も可能です）。

Q 4. 還付額があるときはどうしたらいいのですか。

A. 申告書の提出と併せて労働保険料・一般拠出金還付請求書を管轄の労働基準監督署または労働局に提出してください。

Q 5. 一般拠出金とは何ですか。

A. 石綿による健康被害の救済に関する法律により、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、平成19年4月1日より事業主のみなさまご負担いただくものとなりました。



平成22年度

小田原地区安全功労者表彰



尾下紙業㈱小田原工場
内 藤 一 郎

■表彰者の選考について

この表彰は、毎年、全国安全週間小田原地区推進大会において、小田原産業労働団体連合会の表彰規定に基づき、3年以上無事故の事業場の中より、同一事業場に5年以上勤務し、かつ安全に対し功績のあった方に贈られるものです。

小規模事業場の事業者と労働者の皆さんへ

地域の産業医による健康相談・保健指導は 無料健康相談窓口をご利用下さい

労働者が心身ともに健康で働き続けられるように、長時間労働面接指導、メンタルヘルス対策や生活習慣病予防など、事業場が行う労働衛生管理の支援をするために、「神奈川県西地域産業保健センター」では、地域の産業医による面接指導や健康診断の事後措置などの無料健康相談・保健指導を行っています。

1. 無料健康相談窓口ご利用時間（ご利用希望の方は、事前にご連絡を下さい）

午後1時00分～3時00分まで

2. 相談日（平成22年10月までの相談日は次のとおりです。メンタルはメンタルヘルス相談の日です）

7月8日(木) 7月20日(火)メンタル 7月28日(水) 8月4日(水) 8月16日(月)メンタル

8月25日(水) 9月2日(木) 9月8日(水) 9月21日(火)メンタル 9月30日(木)

10月12日(火) 10月18日(月)メンタル 10月20日(水) 10月26日(火)

（固定の相談窓口をご利用希望の方は、小田原医師会のホームページをご覧ください）

厚生労働省委託事業〔神奈川県医師会、協力小田原医師会・足柄上医師会〕

ご利用希望の方は

神奈川県西地域産業保健センター

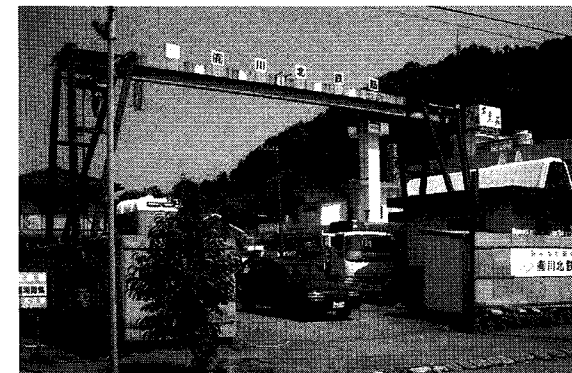
TEL (0465) 49-2929

FAX (0465) 47-0832

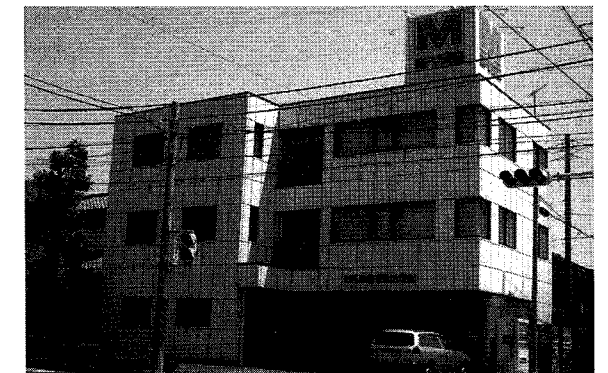
■小田原市酒匂2-32-16(小田原市保健センター内)コーディネーター 山本 勲

支部会員事業場紹介

☆社 名 有限会社 川北鉄筋工業
☆所 在 地 足柄下郡湯河原町土肥4-14-3
☆代表者名 代表取締役 川北 滋
☆創 立 平成元年4月
☆従業員数 8名
☆事業内容 鉄筋工事業



☆社 名 ミドリ安全湘南株式会社
☆所 在 地 平塚市中原3-19-12
☆代表者名 代表取締役社長 深瀬 雅夫
☆創 立 昭和51年7月2日
☆従業員数 10名
☆事業内容 安全衛生保護具販売
取扱品：安全靴、作業服、安全衛生防護具一式



〔事務局だより〕

事務局長 剣持 収

〔7月～11月行事案内〕

- * 救急法短期講習会
 - ・ 7月6日(火) 小田原箱根商工会議所
- * リスクアセスメント研修会
 - ・ 7月7日(水) 小田原箱根商工会議所
- * 健康保持増進講習会
 - ・ 7月22日(木) 小田原箱根商工会議所
- * VDT労働衛生教育
 - ・ 8月19日(木) 小田原箱根商工会議所
- * 全国労働衛生週間小田原地区推進大会
 - ・ 9月2日(木) 小田原市民会館
- * K Y Tリーダー研修会
 - ・ 9月16日(木) 小田原箱根商工会議所
- * 届出手続き講習会
 - ・ 9月28日(火) 小田原箱根商工会議所
- * 研削といし特別教育
 - ・ 10月4日(月) 小田原箱根商工会議所
- * フォークリフト特別教育
 - ・ 10月12日(火) 小田原箱根商工会議所
- * 小型移動式クレーン運転技能講習
 - ・ 10月14日(木)・15日(金) 学科
小田原箱根商工会議所
 - ・ 10月16日(土) 実技 曾我みのり館
- * 安全管理者選任時研修
 - ・ 10月18日(月)・19日(火)
小田原箱根商工会議所
- * クレーン運転特別教育
 - ・ 10月28日(木) 小田原市民会館
- * 有機溶剤業務労働衛生教育
 - ・ 11月2日(火) 小田原市民会館
- * 職長安全衛生教育
 - ・ 11月8日(月)・9日(火)
小田原箱根商工会議所

- * リスクアセスメント研修会
 - ・ 11月16日(火) 小田原箱根商工会議所
- * 玉掛け業務特別教育
 - ・ 11月24日(水) 小田原箱根商工会議所
- * 粉じん作業特別教育
 - ・ 11月26日(金) 小田原市民会館

〔協会本部行事のお知らせ〕

- * 労務安全衛生管理夏季講座
 - ・ 7月14日(水) ホテル横浜ガーデン
- * 神奈川労務安全衛生大会
 - ・ 10月22日(金) 横須賀芸術劇場

〔平成22年度入会事業場紹介〕

4月1日～6月15日入会分(3社)

株式会社フロンティアジャパン

ヒルトン小田原リゾート&スパ

株式会社トスネット小田原営業所

(現在会員数 332社)

〔支部入会のご案内〕

労務安全衛生に関する法律に基づく充実した講習会を開催しています。

入会のお問い合わせは下記にお願い致します。
(小田原支部事務局 TEL: 0465-24-1753)

——訂正とお詫び——

第141号に一部誤りがありました。下記のように訂正するとともに、お詫び申し上げます。

神奈川労務安全衛生協会小田原支部功労賞

(誤) 松 本 卓 実 → (正) 松 本 卓 美

(誤) 斎 田 増 美 → (正) 斎 田 増 実

散 歩 道

私の健康管理の一役を担うのは、我が家の愛犬「薫(くん)ちゃん」です。

犬種はウェルシュコーギーペンブロークです。コーギーにはしっぽがありません。可哀そうですが生まれてすぐにしっぽをカットします。何故なら、牛追い犬のためしっぽを踏まれてケガをさせないためなのです。

性格はわがままで警戒心が強く、家の外で人の気配がするだけでワンワンと吠え、しっ

かり番犬をやってくれます。ところが、散歩中は借りてきた猫のようにおとなしく、すれ違う人には愛想がいいので大変可愛がられています。10m先で吠えている小型犬を見つけると立ち止まって動かなくなり、逃げようとする気の小さい犬です。

そんな愛犬との散歩は、お互いの運動不足の解消や、コミュニケーションを図る上で大切な時間なのです。

(広報部会 青木 敏雄)